

公示

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」2.（1）に定める沖縄総合事務局管内におけるタクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数について、別紙のとおり定めたので公示する。

令和6年5月14日

内閣府沖縄総合事務局長

(別紙)

沖縄総合事務局管内におけるタクシーが不足する時間帯と不足車両数

営業区域名 対象市 (登録車両数)	車両数が不足する 曜日及び時間帯	不足車両数
沖縄本島 本島内市町村 (2936台)	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5%: 147台
宮古島 宮古島市 (194台)	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5%: 10台
石垣島 石垣市 (279台)	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5%: 14台
伊平屋島:伊平屋村 (1台)※2	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台
伊江島:伊江村 (7台)※2	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 2台
久米島:久米島町 (19台)※2	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 2台
渡嘉敷島:渡嘉敷村 (2台)※2	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台

南大東島:南大東村 (2台)※2	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台
竹富島:竹富町 (2台)※2	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台
西表島:竹富町 (2台)※2	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台
与那国島:与那国町 (3台)※2	金・土:16時台～翌日5時台	登録車両数の5% 1台
営業区域内の自治体 ※3	タクシーが不足しているとして陸運事務所へ申し出た時期及び時間帯	タクシーが不足しているとして陸運事務所へ申し出た車両数

※1 不足車両数については令和6年3月31日時点の各営業区域における事業計画上の配置車両数の合計の5%とし、端数については切り上げとする。

※2 営業区域内の配置車両数が20台未満の区域については不足車両数を1台とし、区域内に複数の事業者が所在する区域については、事業者数の合計数をその区域の不足車両数とする。

※3 営業区域内の自治体から申し出があった場合はその時期・曜日、時間帯、不足車両数について、その営業区域内の各事業者対し実施意向について調査を実施する。その後、調査の結果に基づき各事業者の使用車両数を決定し、各事業者及び当該自治体へ通知する。